

新潟県病院局管理規程第18号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年7月17日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（長期継続契約を締結することができる契約）</p> <p>第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年新潟県条例第40号）第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）次に掲げる役務（年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。）の提供に係る契約</p> <p>ア 庁舎等の警備業務、清掃業務その他の管理業務</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>オ <u>診療材料調達等支援業務</u></p> <p>カ <u>第1号（カを除く。）の物品の借上げに係る契約に伴う保守管理業務</u></p> <p>（3）その他病院局長が必要と認める契約</p>	<p>（長期継続契約を締結することができる契約）</p> <p>第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年新潟県条例第40号）第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）次に掲げる役務（年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。）の提供に係る契約</p> <p>ア 庁舎の警備業務、清掃業務その他の管理業務</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>（3）その他病院局長が必要と認める契約</p>

附 則

この規程は、平成27年7月17日から施行する。